

健康管理システムの標準化に伴う胸部レントゲン装置データ 連携維持対応業務 仕様書

1 目的

現在守口市（以下「甲」と言う。）が運用する健康管理システム（以下、「現行システム」と言う。）について、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年5月19日号外法律第40号）」の規定により令和7年度までの地方公共団体情報システムの標準化を完遂するため、標準仕様書に適合したシステム（以下、「標準準拠システム」という。）に移行し、令和8年1月5日から標準準拠システムの本番運用を開始する予定である。このため、現行システムと胸部レントゲン装置の間で行われているデータ連携について、移行後の標準準拠システムと胸部レントゲン装置が継続してデータ連携が可能となるよう、胸部レントゲン装置側の情報機器更新や連携設定変更等を実施する。

2 スケジュール

令和7年12月31日までに本業務を完了することとする。

3 作業内容

① 構築準備

標準準拠システム構築事業者及び本業務に関係すると判断できる事業者と連携し、本業務を遂行するために必要な情報共有・質疑応答を自発的に行うことで、甲の負担を軽減すること。

ただし、意思決定が必要な事項についてはこの限りではない。

② 検証環境構築及び検証

データ連携設定の変更等について事前に検証するため、その検証環境を構築すること。また、構築した検証環境において、事前検証を実施すること。

検証作業に必要なテストデータ等の作成にあたっては、技術的な知見をもって、甲に有用なテスト項目等を提案すること。

③ サーバ（MWM サーバ）等情報機器更新

胸部用放射線科受付システムの新情報機器として「3 ハードウェア要件」を満たす機器を選定し、標準準拠システムとデータ連携を継続してシステムを運用するために必要な各種設定（IP アドレスの変更といったネットワーク設定及び必要なアプリケーションのインストール・バージョンアップ作業を含む）を行った上、現行の情報機器とリプレイスすること。

また、ネットワーク機器（LAN ケーブル等消耗品を含む）についても、当該情報

機器の設置個所及び連携機器との間についてリプレイスすること。

④ 標準準拠システムとのデータ連携設定の変更

現行システムと胸部レントゲン装置の間で行われているデータ連携（データ連携用 PC 上で受診者の宛名番号を入力すると、当該受診者のカナ氏名、性別及び生年月日が表示され、本人確認が可能）を、標準準拠システムへの移行後においても継続して実施できるよう、システムの改修を行うこと。データ連携の動作・機能については「3 機能要件」を満たすシステムを構築すること。

⑤ データ連携検証

胸部用放射線科受付システムにおける新情報機器と新健康管理システムを試験的に接続し、正常にデータ連携されることを検証すること。

検証作業に必要なテストデータ等の作成にあたっては、技術的な知見をもって、甲に有用なテスト項目等を提案すること。

⑥ 本番切り替え作業

胸部用放射線科受付システムにおける新情報機器と標準準拠システムとの間で正常にデータ連携されることを検証後、双方新システムでの本番運用を開始すること。

検証作業に必要なテストデータ等の作成にあたっては、技術的な知見をもって、甲に有用なテスト項目等を提案すること。

なお、令和7年12月19日まで本市の健康診断事業が行われるため、当該事業の運営に支障をきたさないよう、スケジュールを検討すること。

4 ハードウェア要件

① デスクトップ PC (2 式)

プロセッサ	インテル Core i5 3.1GHz 相当以上
オペレーティングシステム	Windows 11 Pro
筐体	省スペース型
メモリ容量	8GB 以上
ストレージ	500GB 以上
キーボード・マウス	付属

② 17 インチ液晶モニタ (2 式)

解像度	1280x1024 以上
-----	--------------

③ バーコードリーダー (USB インターフェイス) (2 式)

④ USB 接続 LAN アダプタ (2 式)

5 機能要件

① 概要

胸部用放射線科受付システムは以降に記載する「CSV 取り込み・保存機能」「受診者情報登録機能」「MWM 機能」の三機能を全て備えていること。また、各機能をユーザー操作で利用可能とするための操作画面を有していること。

② CSV 取り込み・保存機能

以下二種類の CSV ファイルの取り込みフローに対応していること。各フローで取り込んだ CSV 内部の受診者情報をローカルのデータベースに保存できること。

A) 標準準拠システムから発行される住民マスタデータ

CSV ファイルは共有フォルダへ出力される。胸部用放射線科受付システムは定期的に共有フォルダを監視し、新規に発行された CSV ファイルがあった場合は自動でそれを取り込む。

B) 職員マスタデータ

CSV ファイルの入った USB メモリを胸部用放射線科受付システムの USB 端子に挿入し PC へ接続した後、操作画面から CSV ファイルを選択する。ユーザーによる決定操作後、CSV ファイルの取込処理を行い、その成否を操作画面上に表示する。

③ 受診者情報登録機能

胸部用放射線科受付システムの操作画面上において、以下の三種類のフローで受診者情報の登録作業を行えること。

A) バーコードによる情報の呼び出し

操作者はバーコードリーダーを用いて受診票のバーコードを読み込む。バーコードには宛名番号が格納されており、胸部用放射線科受付システムはバーコードから取得した宛名番号をキーにローカルデータベースの検索を行い、該当する受診者情報を操作画面に表示する。

B) ID キー・イン

操作者は操作画面上の宛名番号欄に、キーボードを用いて宛名番号を入力する。胸部用放射線科受付システムは入力された宛名番号をキーにローカルデータベースの検索を行い、該当する受診者情報を操作画面に表示する。

C) 全項目手入力

操作者はキーボードを用いて、操作画面の各欄に受診者情報を入力する。入力欄は宛名番号・カナ氏名・性別・生年月日が存在しており、各項目は MWM 連携に適したフォーマットで入力できる。入力された内容が各項目のフォーマットに相応しくない場合は、修正内容に応じた警告文を操作画面上に表示するか、各項目のフォーマットに相応しい内容に自動で修正する。

④ MWM 機能

受診者情報の登録操作後、ユーザー操作で胸部装置への受診者情報の転送を行

えること。転送を行った受診者の情報は、DICOM MWM 通信を介して胸部装置へ連携されること。

6 データ連携稼働時期

令和 8 年 1 月 5 日

7 機密保護・個人情報保護

- ① 本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本項については、本業務の終了または解除後も同様とする。また、成果品（本業務の過程で得られた記録等を含む）を甲の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与してはならない。
- ② 本業務の遂行のために甲が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は本業務終了までに甲に返却すること。
- ③ 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分に認識し個人の権利・利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- ④ 本業務の従業者に対して個人情報保護の教育訓練を実施すること。

8 納品物

- ① データ連携用情報機器（ハードウェア） 一式
- ② データ連携用システム（ソフトウェア） 一式
- ③ ドキュメント
 - （ア）システム設計書
 - （イ）システム管理者用マニュアル
 - （ウ）その他、甲に有用と判断するドキュメント